

市町長意見の提出状況
(株式会社いすみ洋上風力発電)

((仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書)

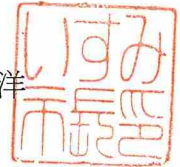
- 1 環境影響を受けるおそれがあると判断される地域
いすみ市、一宮町、御宿町
- 2 市町長意見について
意見有り (別添参照)

い環第617号

令和4年9月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

いすみ市長 太田 洋



(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

令和4年9月1日付け環第669号で照会のあったこのことについては、別紙のとおり回答します。

担当
いすみ市環境保全課
環境政策班
TEL 0470-62-1385
FAX 0470-63-1252
E-mail kankyoul@city.isumi.lg.jp



(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

1. 騒音について

騒音、低周波音及び振動について、事業実施想定区域周辺の住民等への影響に十分配慮し、身体への影響及び健康被害に対しては真摯に対応すること。

2. 動植物について

事業実施想定区域だけでなく、その周辺区域も含めた空域を飛翔及び海域に生息する動植物への影響を十分に把握し、環境保全に努めること。

3. 景観について

風車の配置等を考慮し、眺望景観への影響の低減に努めること。

4. 人と自然とのふれあいの活動の場について

市民の生活環境の保全に十分努めること。

5. 全体として

当海域で業を営む漁業者及び関係地域の居住者等に対する低周波音、風車の影響及び電波障害等の影響を可能な限り低減させること。



宮都環第136号

令和4年9月6日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

一宮町長 馬淵 昌也



(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に
対する意見について (回答)

令和4年9月1日付け環第669号で照会のあったことについて、別紙
のとおり回答します。

お問い合わせ

一宮町都市環境課 環境係

電話 : 0475-42-1430

FAX : 0475-40-1075

E-mail : kankyou@town.chiba-ichinomiya.lg.jp



(仮称) いすみ沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について

1 景観について

- ・洋上風力発電施設の配置等による眺望景観への影響に十分配慮すること。

2 動植物について

- ・九十九里浜はアカウミガメが恒常的に産卵する北限域であり、町の海岸線付近には数多くの動植物が生息していることから鳥類、魚類、海棲爬虫類、海棲哺乳類等の動物や植物の生態等を十分に把握し、動植物への影響に十分配慮すること。

3 騒音及び低周波音について

- ・洋上風力発電施設から発生する騒音及び低周波音については、環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」等を参考にして住民等への影響に十分配慮すること。

4 海岸潮流環境について

- ・サーフィン環境に適合した波が通年発生することで日本でも有数のサーフポイントであることから、洋上風力発電施設の設置による潮流の変化で起こり得る波への影響を十分に配慮すること。
- ・砂浜の浸食対策として県が突堤建設により養浜事業を行っていることから洋上風力発電施設による潮流変化が浸食対策に及ぼす影響について適宜関係機関と協議を行い砂浜浸食への影響を十分に配慮すること。

5 漁業者等について

- ・当海域で業を営んでいる漁業関係者等に対する低周波音及び船舶への電波障害等の影響について配慮すること。

6 全体として

- ・洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。



御全公第 224 号
令和 4 年 9 月 12 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

御宿町長 石田 義 廣



(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に
対する意見について (回答)

令和 4 年 9 月 1 日付け環第 669 号で照会のあったこのことについて、別紙のと
おり回答します。

お問い合わせ

御宿町全町公園課 環境・美化推進班

電話：0 4 7 0 - 6 8 - 6 6 9 4

FAX：0 4 7 0 - 6 8 - 7 1 8 3

e-mail：kankyou@town.onjyuku.lg.jp



別紙

(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

1. 騒音について

洋上風力発電施設から発生する騒音、低周波音及び振動について、周辺地域における住民等の身体への影響、健康被害等に十分配慮すること。

2. 動植物について

周辺地域における鳥類、魚類をはじめとする動植物への影響について十分に把握し環境保全に努めること。

3. 景観について

風車の配置等に考慮し、眺望景観への影響に十分配慮すること。

4. 漁業者等について

当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する低周波音、風車の影及び電波障害等の影響について十分配慮すること。

5. 全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題等に対しては、解決に向けた真摯な対応をおこなうこと。

法律の改正を見据えて設備規模を最大で想定しているため、法令の動向を注視し、適正な基準での環境配慮に努めること。